

葉山町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町下水道事業の設置等に関する条例(平成29年葉山町条例第11号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和6年9月4日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)が改正されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町下水道事業の設置等に関する条例（平成29年葉山町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、引用している条番号の条ずれが生じるため、第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めることとした。

3 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行することとした。

葉山町下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町下水道事業の設置等に関する条例 平成29年10月19日条例第11号 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>○葉山町下水道事業の設置等に関する条例 平成29年10月19日条例第11号 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。